

県北広域振興局長告示第30号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年5月25日

県北広域振興局長 南 敏 幸

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
久慈市新井田第5地割31番6	35.80	4.00	平成30年5月11日

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部建築指導課及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。